

令和元年度 第1回芦屋市美術品収集委員会 会議要旨

日 時	令和2年3月6日（金）10:00～10:35
場 所	芦屋市立美術博物館 講義室
出席者	委員長 越智 裕二郎 委員長代理 中井 康之 委 員 平井 章一 委 員 飯尾 由貴子 委 員 田中 徹 事務局 生涯学習課長 茶嶋 奈美 生涯学習課係長 竹村 忠洋 生涯学習課員 石田 直也 生涯学習課員 石田 秀夫 芦屋市立美術博物館 館 長 石井 茂 学芸員 室井 康平 学芸員 大槻 晃実 学芸員 尹 志慧
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 審議内容に非公開情報（個人に関する情報）が含まれているため。

議題

- (1) 収蔵美術品の審議
- (2) その他

内容

- 1 開会
- 2 委嘱状及び任命状交付
- 3 委員紹介
- 4 会議の成立
 委員定数5人中，5人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条第2項により会議は成立した。
- 5 委員長，委員長代理の選出
 - (1) 委員長の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条に基づき、委員の互選により、越智委員が委員長に選出された。

(2) 委員長代理の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条第3項に基づき、委員長の指名により、中井委員が委員長代理に選出された。

6 会議の公開について

(越智委員長)

初めに、この委員会について公開または非公開にするかについて協議します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

芦屋市の附属機関は条例や規則で公開することができないと規定されているもの以外は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき公開が原則となっています。非公開とすることができる場合は、非公開情報（個人情報等）が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができない場合に限られます。

(越智委員長)

本日の委員会は、議事内容に作品の寄贈者の個人に関する情報が含まれていますので、非公開としたいと思いますが、ご承認いただけますか。

<異議なし>

それでは、本日の会議は非公開とさせていただきます。

7 審議内容

(1) 収蔵美術品の審議について

(越智委員長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回審議していただく作品は、美術博物館に現在寄託されている作品です。当初より寄贈の意向があり、本市としましても美術博物館に是非収蔵し、活用したいと思い提案させていただいたものです。

それでは、引き続き学芸員から作品について説明をさせていただきますが、現物を隣の体験学習室に陳列していますので、現物を見ていただきながら、担当学芸員から説明をさせていただきたいと思います。

◆体験学習室で作品を確認後、学芸員の説明を踏まえ、審議。

◆審議の結果、事務局提案作品をすべて収蔵することに決定。

(2) その他について

(越智委員長)

事務局から、何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(越智委員長)

本日は、これで委員会を終了いたします。

8 閉会

以 上